

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本総会における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染リスクを避けるため、株主様におかれましては、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。また、株主様との感染リスクを避けるため、議長を含む取締役全員が会場に来場せず、インターネットを利用しての出席となります。詳細につきましては同封の「株主総会に関する重要なお知らせ」をご参照ください。

また、議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時00分（当社営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載の当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、4頁をご参照ください。）

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階 31Builedge 霞が関プラザホール
※本総会の開催場所が前年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第6期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 議決権行使書の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面により複数回、議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

5. インターネット配信のご案内

当社では、本総会の模様を、インターネットにて配信いたします。なお、詳細につきましては、同封の「株主総会に関する重要なお知らせ」をご参照ください。

6. 事前質問受付のご案内

当社では、2020年6月3日（水曜日）より6月18日（木曜日）まで、インターネット上で株主様からのご意見・ご質問をお受けいたします。株主様のご関心の高い事項につきましては、株主総会で取り上げさせていただく予定です。なお、詳細につきましては、同封の「株主総会に関する重要なお知らせ」をご参照ください。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.irjapan.jp/>)に掲載させていただきますので、本添付書類には記載しておりません。なお、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」および「剰余金の配当等の決定に関する方針」は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告の一部であります。また「連結計算書類のうち連結注記表」および「計算書類のうち個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ①業務の適正を確保するための体制
 - ②業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - ③剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ④連結計算書類のうち連結注記表
 - ⑤計算書類のうち個別注記表
3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.irjapan.jp/>)に修正後の内容を掲載させていただきます。
4. 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
5. 株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、禁止とさせていただきます。またインターネット配信の録画・録音・同時配信等についても禁止とさせていただきます。これらの行為を原因とする損失や損害については当社は一切責任を負いかねますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2020年6月24日（水曜日）午後5時00分までとなっておりますので、お早目にご行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

【パソコンをご利用の方】

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

【スマートフォンをご利用の方】

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「パスワード」を入力することなく議決権をご行使いただくことができます。

なお、一度議決権をご行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、所定の「ログインID」および「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

3. 「ログインID」および「パスワード」のお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) 「パスワード」は、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) 「パスワード」の再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

【専用ダイヤル】0120-975-960

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針の下、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき45円00銭
配当総額 799,097,715円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日


第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p>寺下史郎 (1959年1月5日生)</p>	<p>1982年11月 株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社）入社</p> <p>1997年10月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社</p> <p>2001年1月 同社執行役員</p> <p>2004年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員（現任）</p> <p>2006年6月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）取締役専務執行役員</p> <p>2007年4月 同社取締役副社長</p> <p>2007年10月 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長</p> <p>2007年12月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長</p> <p>2008年4月 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO（現任）</p> <p>2012年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員</p> <p>2015年2月 当社代表取締役社長・CEO（現任）</p> <p>2017年12月 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO</p> <p>経済産業省「企業価値研究会」委員</p> <p>経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員</p>	9,142,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	 <p data-bbox="210 556 356 591">くり おたく じ 栗 尾 拓 滋</p> <p data-bbox="193 610 372 632">(1966年6月17日生)</p>	<p data-bbox="404 190 860 211">1990年4月 野村證券株式会社入社</p> <p data-bbox="404 217 860 263">2010年4月 同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター</p> <p data-bbox="404 269 860 314">2012年7月 同社企業金融三部マネージング・ディレクター</p> <p data-bbox="404 320 860 365">2013年4月 株式会社アイ・アール ジャパン入社 マネージング・ディレクター</p> <p data-bbox="404 371 860 393">2013年6月 同社代表取締役副社長・COO（現任）</p> <p data-bbox="404 399 860 420">2013年11月 同社投資銀行本部長</p> <p data-bbox="404 426 860 447">2015年2月 当社代表取締役副社長・COO（現任）</p> <p data-bbox="404 453 860 474">2017年1月 当社経営統括本部 管掌・本部長</p> <p data-bbox="404 480 860 526">2017年1月 株式会社アイ・アール ジャパン業務 推進本部、管理本部 管掌</p> <p data-bbox="404 532 860 553">2017年7月 同社業務本部 管掌</p> <p data-bbox="404 559 860 604">2019年1月 同社IRコンサルティング本部 管 掌・本部長</p> <p data-bbox="404 610 860 656">2020年1月 同社IRコンサルティング本部 管掌 (現任)</p> <p data-bbox="404 662 860 683">(重要な兼職の状況)</p> <p data-bbox="404 689 860 734">株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社 長・COO</p> <p data-bbox="404 740 860 762">同社IRコンサルティング本部 管掌</p>	15,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	 <p>みな がわ ゆたか 皆 川 裕 (1973年3月23日生)</p>	<p>2001年1月 株式会社アイ・アール ジャパン (旧株式会社アイ・アール ジャパン) 入社</p> <p>2011年4月 同社IR・SRコンサルティングユニット長</p> <p>2014年5月 同社IR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット 統括部長</p> <p>2016年5月 当社財務ユニット長</p> <p>2016年5月 株式会社アイ・アール ジャパンIR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット、財務ユニット 統括部長</p> <p>2017年1月 同社業務推進本部 本部長</p> <p>2017年7月 同社業務本部 本部長</p> <p>2018年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 当社経営統括本部 管掌・本部長 (現任)</p> <p>2018年6月 株式会社アイ・アール ジャパン取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 同社業務本部 管掌・本部長</p> <p>2019年6月 同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部 管掌</p> <p>2020年1月 同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部、管理本部 管掌 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社アイ・アール ジャパン取締役 同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部、管理本部 管掌</p>	114,700株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺下史郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 寺下史郎氏を取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループの代表取締役社長・CEOとして経済界、法曹界のみならず経済産業省における研究会においてもその存在価値示す等積極的な交流を行っており、当社の様々な部門に精通する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。
4. 栗尾拓滋氏を取締役候補者とした理由は、証券業界において蓄積した深い経験と知識を生かし、当社グループの代表取締役副社長・COOとして子会社の業務本部等の管掌を歴任する等、当社の様々な部門に精通し当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。
5. 皆川裕氏を取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、高い倫理観を有しているほか、当社グループにおける主要な部門での豊富な経験と見識を有する等当社の様々な部門に精通し、当社グループ全体の事業および経営を熟知する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

【取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】

当社は、取締役の選解任および取締役候補者の指名に当たり、以下の方針と手続を定めております。

＜方針＞

取締役の選解任基準の方針は以下のとおりです。

(1) 選任提案基準

選任提案に当たり、社内取締役、社外取締役いずれの候補者も、以下に挙げる全ての基準を満たすこととします。

(社内取締役)

- ① 当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ② 当社グループの歴史、企業文化、社員特性を良く理解し、業務に関し十分な経験と知識を有すること
- ③ 当社グループの置かれた経営環境、競合の動向、企業理念等を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の大幅な増大に資することができる経営戦略、実行計画等について具体的な提案、執行を行うことができること
- ④ 当社グループの経営戦略および実行計画を絶えず検証し、改善する努力を継続すること
- ⑤ 当社グループの属する業界、提供する価値に関する市場の変化を敏感に察知し、当社グループの進むべき方向性について建設的な議論を行うことができること

(社外取締役)

- ① 当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ② 企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他の専門分野のいずれかにおいて高い専門的知見および豊富な経験を有すること
- ③ 当社グループの特性（迅速性、柔軟性、実効性）を良く理解し業務執行取締役が当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて提案する内容を歓迎し、取締役会において適切にリスク管理に基づく監督機能を果たすとともに、企業価値の大幅な増大に資する建設的な検討への貢献が期待できること
- ④ 独立社外取締役においては当社グループが定める独立性判断基準を充足すること

(2) 解任提案基準

以下に挙げる基準に一つでも該当した場合、解任提案の対象とします。

- ① 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること
- ② 法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと

- ③職務執行に著しい支障が生じたこと
- ④選任基準の各要件を欠くことが明らかになったこと

<手続>

取締役の選解任の手続は以下のとおりです。

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、毎年、株主総会での選任の対象とされる。
- ②監査等委員である取締役については、2年ごと、株主総会での選任の対象とされる。
- ③すべての取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経たうえで、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定される。

【当社社外役員の独立性について】

当社の取締役（監査等委員）である大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、大西一史氏は、当社の子会社株式会社アイ・オールジャパンの取引先である株式会社電通の出身ですが、2010年には既に同社を退職しており、9年以上が経過しております。また同社との取引規模は、当社および同社の連結売上高に占める比率のいずれも1%未満と極めて僅少であり、十分な独立性を有していると考えております。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

区 分	当連結会計年度 (2020年3月期)		前連結会計年度 (2019年3月期)	
	金額 (百万円)	増減率 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	7,682	59.1	4,827	16.8
営業利益	3,626	152.8	1,434	24.0
経常利益	3,611	149.5	1,447	25.1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,445	150.3	976	18.9

当社グループの当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）は、近年安定的に成長を遂げてきた世界経済が第4四半期に勃発した新型コロナウイルスの爆発的感染の影響を受け、急激な減速を余儀なくされました。世界の資本市場はかつて例を見ない経済動向に一喜一憂する不安定な状況を強めており、わが国の資本市場においても著しい変動が継続しております。こうした中、当社グループのお客様である上場企業においては、資本リスクへの警戒感が一気に高まるとともに、自社ならびにグループ各社の事業ポートフォリオの見直し、非上場化、M&A等、財務・資本政策の改革実現がいよいよ企業存続に不可欠な経営判断として注視せざるを得ない状況に置かれています。中長期の運用資金を確保しているアクティビストは時価総額が棄損するわが国企業をターゲットとする機会を逃さず、虎視眈々と株主提案権の行使を実施または示唆するとともに、上場企業（ストラテジック・バイヤー）による敵対的TOBならびに委任状争奪戦による買収、および経営支配権の奪取がM&Aの手段としてわが国でも定着しつつあります。

こうした中、当社グループは、Power of Equity^{®1}（株式議決権の力）を基軸に、PA業務^{®2}とFA業務^{®3}を融合させた唯一無二の完全独立系のエクイティ・コンサルティング会社として、委任状争奪戦、敵対的TOB等の企業支配権争奪に於いては、圧倒的な実績が評価され受託が拡大するとともに、いち早くお客様のご要望に応える議決

権ならびに財務・資本・株主還元政策に特化した投資銀行サービス能力を加速度的に向上させました。結果、SR（株主対応）アドバイザリー業務を柱に、お客様に深く寄り添いながら多数のPA・FA案件等の大型プロジェクト案件を受託するとともに、個別案件の新規受託に留まらず、日頃のSRアドバイザリー業務からFA業務への発展的受託が大幅に増加しました。

*1 Power of Equity®; 「Power of Equity」は、当社子会社株式会社アイ・アール ジャパンの登録商標です（登録第6196294号）。

*2 PA業務; プロキシ・アドバイザリー業務: 委任状争奪戦業務、圧倒的な勝利の実績を誇る。

*3 FA業務; フィナンシャル・アドバイザリー業務: アクティビスト対応、敵対的TOB対応、高度なMBO、M&Aにおいて日本最大級かつ先鋭の専門集団を配備する。

当連結会計年度の売上高は、前年同期に比べ59.1%増加の7,682百万円、営業利益は同152.8%増加の3,626百万円、経常利益は同149.5%増加の3,611百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同150.3%増加の2,445百万円となり、いずれも過去最高を達成いたしました。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	当連結会計年度 (2020年3月期)			前連結会計年度 (2019年3月期)	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)	売上高 (百万円)	増減率 (%)
IR・SRコンサルティング	6,974	90.8	72.1	4,052	18.2
ディスクロージャーコンサルティング	522	6.8	△8.7	571	16.4
データベース・その他	185	2.4	△8.7	202	△4.7
合計	7,682	100.0	59.1	4,827	16.8

①IR・SRコンサルティング

SRアドバイザリー（実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、コーポレ

ート・ガバナンス改善、取締役会実効性評価、株主還元を含む資本政策等)、プロキシシー・アドバイザー (PA: 委任状争奪における全ての戦略立案と実行、臨時株主総会の招集と対応、委任状回収・集計等)、フィナンシャル・アドバイザー (FA: 敵対的TOB対応、自社株TOB、TOB応諾シミュレーション、プレスメント・エージェンメント (第三者割当増資)、M&AおよびMBOの全ての戦略立案・エグゼキューション等)、証券代行業等を中心とする当社グループの中核的サービスです。当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、SRアドバイザーを通じて緊密な関係を築いてきた上場企業のお客様から、より進化した厚みのある投資銀行PA・FAサービスへの要望が急速に高まり、この結果大型プロジェクトを多数受託することで前年同期に比べ72.1%増加と過去最高の大幅な増加を達成し、6,974百万円となりました。

(a) 大型プロジェクト (50百万円以上) の契約件数および売上金額 (実績) の推移

	上期		下期		通期	
	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)
2020年3月期	7	702	16	2,537	23	3,239
2019年3月期	5	457	2	133	7	589
増減	2	245	14	2,405	16	2,651

(b) 大型プロジェクト (50百万円以上) の種類および売上金額

(百万円)

プロジェクトの種類	当連結会計年度 (2020年3月期)	前連結会計年度 (2019年3月期)
支配権争奪PA・FA	910	70
アクティビスト対応PA・FA	1,514	195
MBO等企業側FA	705	273
大型SR・PA	110	52
計	3,239	589

当社グループの圧倒的な強みとなる分野が上場企業の支配権確保、すなわち議決権に関与するアドバイザー業務です。このなかで最も注目されている業務がアクティビスト対応業務であり、同分野に特化してきた専門家集団の20年以上にわたる対応実績、最先端のAIを駆使しファクトオリエンティドを徹底するクロスボーダーな投資・議決権情報分析、最先端の戦略立案ならびに、TOBや委任状争奪戦を勝利に導く実行部隊の迅速な行動に高い信頼が寄せられており、この分野のリーダーとし

ての確固たる地位を築くことで大型プロジェクトの受託が継続的に増加しています。アクティビストによる株主提案の提出あるいは提案権行使を示唆したコーポレート・ガバナンス、事業ならびに資産ポートフォリオの見直しへの圧力は過去最高に達しており、中長期の運用資金の確保を背景にコロナ禍中においても投資ならびにイベントドリブンへの活動はむしろ活発化し、企業へのプレッシャーは強まっています。さらに上場企業(ストラテジック・バイヤー)においても敵対的TOBならびに委任状争奪戦による支配権の確保が現実的に成功する事例を間近に見ることで、敵対的手法のM&Aへの抵抗感が大きく払拭されつつあります。当社グループのPA・FA業務はこの分野においても先駆的な実績を有し、受託を拡大させています。加えて、資本政策のもう一つのソリューションとして上場企業においても検討が進んでいるMBO等の非上場化においても、株主の支配権構造をめぐる高度かつ豊富な経験をベースに、お客様サイドに立ちつつも、少数株主保護ならびに株主共同の利益の確保を具現化しリスク要因を排除するなど、専門FA集団による高度なスキーム立案とその実行能力に評価が高まっており、順調に受託が進展しています。こうした大型プロジェクト受託においては、当社グループのコア業務であるSRアドバイザー業務を通じた上場企業のお客様との日々の関係強化が最も大切な業務と深く認識しており、SR部門のフロント人員拡充と唯一無二の新たな議決権関連サービスの開発を積極的に行うリサーチ人員の拡充も同時に行いながら、コロナ対策を加味したSRアドバイザーサービス(株主判明調査、議決権調査、クロスボーダー機関株主エンゲージメント、取締役会評価、株主還元、コーポレート・ガバナンス改善、ESGディスクロージャー改善、株主倶楽部運営等)の厚みが加速度的に増すよう注力しています。PA・FA業務を担う投資銀行部門においては、独立系ならではのお客様サイドに徹底して寄り添う、かつConflict of Interests(利益相反)のリスクを回避するなど、当社独自の強みを一段と磨きながら、高度なファイナンシャルスキームの実績を有する人材の強化を推し進め、資本市場の全く新しいFA(財務アドバイザー)としてのプレゼンスを一層高めることで、SRフロント部門を最大限にバックアップしています。上場企業にあっては、コロナ禍中において、自社のガバナンスならびに全ての事業ポートフォリオを全面的かつ早期に見直す必要性が急激に高まっています。アクティビストはこの流れを加速させる役割を担い、ケースによっては伝統的な長期保有の機関株主もこの動勢に乗じることも懸念されます。経済産業省は上場企業の取締役および社外取締役に対して、事業ポートフォリオの定期的な見直しを年に最低一度は実施すべきである等を柱とした「事業再編実務指針(案)」⁴⁾を本年4月に公表しました。これには事業ポートフォリオの見直しに関して、取締役会・社外取締役における課題と対応の方向性、投資家との対話や情報開示における課題と対応の方法論等が示されており、今まさに、当社グループのSR・PA・FAの専門的な知識とソリューションが上場企業のお客様にとって益々必要とされています。

証券代行業業においては、受託決定済み企業は2020年3月31日時点で75社、管理

株主数は359,285名となりました（前年同期の受託決定済み企業は80社、管理株主数は359,983名）。従来の証券代行機関とは一線を画し、アクティビスト・敵対的TOBからの企業防衛の観点での戦略的な営業展開を継続して進めています。

なお、財務省は本年5月に「外為法に基づく対内直接投資等の事前届出について財務省および事業所轄官庁が審査に際して考慮する要素」を発表し、対象企業リストを同時に公開しました。改正外国為替および外国貿易法の施行においてより具体的に対象企業が明示されることで円滑な運用が進むことが予想されます。既に株主権の制限やコーポレート・ガバナンスの強化の流れを妨げるものではないことが明示されておりますが、当社は同改正法の施行後の運用について注視してまいります。

* 事業再編実務指針(案);2020年4月20日に経済産業省が公表した、日本企業のスピンオフ等による積極的な事業再編を促すため、実効的なガバナンスの仕組みを構築するための具体的な方策についての実務指針案。

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/jigyosaihen/pdf/005_03_00.pdf

② ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）およびリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、資金提供者や機関投資家のESGへの関心の高まりを受け、ESG開示に関するコンサルティングサービスの受託が増加しておりますが、統合報告書等の企画制作案件においては、単独プロジェクトの受託からSRコンサルティング受託の一部としての案件を優先させたため、単独プロジェクトを主とする売上高は、前年同期に比べ8.7%減少の522百万円となりました。

③ データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供する「Stock Watch」、IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前年同期に比べ8.7%減少の185百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の実績は197百万円であり、この主なものは次のとおりであります。

設備投資の内容	投資金額（百万円）
株主データベースに関するシステム構築	59
判明調査WEB化プロジェクト	56

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業使命のもと、唯一無二のエクイティ（株式議決権）・コンサルティング会社として、日本のみならず世界の資本市場での信用の礎を固めてまいりました。

わが国においても大きな企業再編の波が押し寄せようとしているなか、当社グループはこうした変動のなかでの中心的な役割を担うべく、IR・SRコンサルティング業務、投資銀行業務、証券代行業務を有機的に結合させることで、持続的な成長の速度を上げていく所存であります。

今後もCorporate Identityである「Power of Equity（株式議決権の力）」をゆるぎない武器とし、東京証券取引所市場第一部上場企業としての信用力を最大限に活用しグループの成長を一層加速させてまいります。とりわけ以下の4点については、重要課題として取り組んでおります。

①SRコンサルティングの普及

海外機関投資家保有比率の増加に加え、日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの実施に伴い、時価総額の大きい上場企業だけでなく、地方企業や時価総額の比較的小さい企業においても、SRコンサルティングの必要性が増しております。SR部を創設したり、SR訪問を積極的に行うなどコーポレートガバナンス・コードが掲げる「株主との建設的な対話」を促進するための体制の整備を積極的に推進する企業が増加しており、企業におけるSR活動の認知度およびその位置づけは日々重要性を増しています。

それらのSR活動を支える当社のSRコンサルティングサービスは、これまでの当社グループの経験や実績、ノウハウ等が蓄積された当社独自のサービスであり、他社の追随を許さない圧倒的な優位性を誇るものであります。今後もコーポレートガバ

ナンス・コードに対応した取締役会の実効性評価の支援やESGへの関心の高まりを受けたESG開示コンサルティングのほか、独立社外役員の人材紹介サービス等、機関投資家のニーズを熟知している当社グループの強みを活かしたコーポレート・ガバナンス関連のコンサルティングサービスを強化、拡充することで、わが国の株式市場におけるSRコンサルティングの一層の浸透、普及を目指します。

②投資銀行業務の拡大

議決権（経営支配権）、株主／アクティビストに関する情報力・コンサルティング力をもとにM&Aの助言、FA業務を展開し、お客様の課題解決に資するフィナンシャルソリューションをご提案しております。また、どの金融系列にも属さない独立系アドバイザーとしてコンフリクトを管理し徹底的にお客様の立場に立ったアドバイスを行っております。

上場会社600社超との取引基盤をもとにした広範な取引ネットワークをベースに、弁護士、公認会計士のほか、プロキシファイト、敵対的買収、コーポレート・ガバナンス等のそれぞれの経験豊かな専門家を社内にも多数擁することで、唯一無二の独立系FAとしての圧倒的存在感を高めております。

今後も経験豊富な人材を採用するなど一層組織体制を強化し、当社グループの経営資源・ノウハウを複合的に活用することで投資銀行業務のさらなる拡大を図ってまいります。

③付加価値のある証券代行サービスの提供

信託銀行を中心とする旧態依然とした証券代行業界に大きな変革をもたらし、発行体の皆様に日々革新的なサービスの提供を行ってきた結果、75の発行体企業様（管理株主約35万人 2020年3月31日時点）からのご支持をいただいております。

これまでの証券代行業務は、株主名簿の管理業務が中心でしたが、当社では単なる株主名簿の管理業務にとどまらず、そこで得られる情報をベースに、アクティビスト・敵対的買収からの企業防衛・株主の長期安定化・議決権の安定確保・機動的エクイティファイナンスへの対応など、当社グループの高度なソリューションを駆使することで、アクティビズムの新時代が本格的に始まったわが国の株式市場において、戦略的かつ効果的な証券代行業務を提供することが可能となっております。

今後ともご支持をいただいている発行体企業様の信頼にお応えし続け当社の信頼をより強固なものとするに加え、新たなお客様の幅広いご支持をいただくためにも、従来のSRコンサルティングサービスに加え、投資銀行業務におけるFA・PA業務等のサービスも提供することで、当社独自のより付加価値の高い証券代行サービスを引き続き提供してまいります。

④人的資源の拡充

当社の取り扱うサービスの認知度を広め、幅広いお客様のご支持をいただくには、サービスを考案、提供する人材だけでなく、それらを支える専門性を有する人材の確保が喫緊の課題であります。引き続き新卒、中途を問わず優秀な人材の積極的な登用に努めておりますが、実務知識習得のための社内勉強会の開催や、経営陣を講師とした各種研修プログラム、OJTによる実践的なプログラムを継続的实施することで、新たに確保した人材の早期の戦力化に加え、社員全体のボトムアップを図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第3期 2017年3月期	第4期 2018年3月期	第5期 2019年3月期	第6期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高 (百万円)	3,836	4,133	4,827	7,682
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	694	821	976	2,445
1株当たり当期純利益 (円)	38.87	46.15	54.82	137.32
総資産 (百万円)	3,847	4,589	5,051	7,712
純資産 (百万円)	3,190	3,586	4,008	5,212
1株当たり純資産額 (円)	179.39	201.38	224.87	293.52

(注) 第5期において、2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。そのため、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、当該株式分割が第3期の期首に実施されたと仮定し算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイ・アール ジャパン	795百万円	100.0%	IR・SRコンサルティング

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社アイ・アール ジャパン	東京都千代田区霞が 関三丁目2番5号	2,037百万円	4,842百万円

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業	内容
IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業	IR・SRコンサルティング (投資銀行業務、証券代行業務含む) ディスクロージャーコンサルティング データベース・その他

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
丸の内オフィス	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
157名	3名(減)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員(フルタイム、パートタイムおよび休職者)を含んでおりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	0名(-)	41.1歳	11.6年

(注) 平均勤続年数は、株式会社アイ・アール ジャパンにおける勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

株式会社三井住友銀行 200百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

①当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(a) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施ならびに株主への一層の利益還元を目的として、自己株式を取得するものであり

ます。

(b) 取得に係る事項の内容

- イ. 取得する自己株式の種類 当社普通株式
- ロ. 取得し得る株式の総数 160,000株 (上限)
- ハ. 株式の取得価額の総額 300,000,000円 (上限)
- ニ. 取得する期間 2019年5月21日～2019年7月31日

②当社は、2019年8月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(a) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施ならびに株主への一層の利益還元を目的として、自己株式を取得するものであります。

(b) 取得に係る事項の内容

- イ. 取得する自己株式の種類 当社普通株式
- ロ. 取得し得る株式の総数 105,000株 (上限)
- ハ. 株式の取得価額の総額 300,000,000円 (上限)
- ニ. 取得する期間 2019年8月5日～2019年12月30日

③当社は、2020年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(a) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施ならびに株主への一層の利益還元を目的として、自己株式を取得するものであります。

(b) 取得に係る事項の内容

- イ. 取得する自己株式の種類 当社普通株式
- ロ. 取得し得る株式の総数 55,000株 (上限)
- ハ. 株式の取得価額の総額 300,000,000円 (上限)
- ニ. 取得する期間 2020年2月3日～2020年3月31日

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,833,810株（自己株式76,083株を含む）
 (3) 株主数 3,493名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率 （%）
寺下 史郎	9,142,300	51.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	912,100	5.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	572,870	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	481,200	2.71
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	315,063	1.77
MSCO CUSTOMER SECURITIES	238,348	1.34
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION- OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD	228,300	1.29
45アイズ株式会社	209,100	1.18
寺山 樹生	183,200	1.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	157,500	0.89

（注）持株比率は自己株式（76,083株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2019年7月12日を払込期日とする特定譲渡制限付株式発行に伴い、発行済株式の総数が8,500株、資本金および資本準備金がそれぞれ11,708,750円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
寺下 史郎	代表取締役社長	CEO（最高経営責任者） 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO 経済産業省「企業価値研究会」委員 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員
栗尾 拓滋	代表取締役副社長	C00（最高執行責任者） 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長・C00 株式会社アイ・アール ジャパンIRコンサルティング本部 管掌
皆川 裕	取締役経営統括本部 管掌・本部長	株式会社アイ・アール ジャパン取締役 株式会社アイ・アール ジャパン業務本部 管掌・本部長、業務企画本部 管理本部 管掌
大西 一史	取締役（監査等委員）	株式会社アイ・アール ジャパン取締役（監査等委員）
家森 信善	取締役（監査等委員）	国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授 金融庁「金融審議会」委員 金融庁参与 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役
安永 崇伸	取締役（監査等委員）	株式会社エネルギー政策研究所代表取締役 イーレックス株式会社常務取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）であります大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、大西一史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）であります大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	43,471 (-)	39,960 (-)	3,511	-	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16,200 (16,200)	16,200 (16,200)	-	-	3 (3)
合 計	59,671	56,160	3,511	-	6

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。また、特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2017年6月26日開催の第3期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額50百万円 (うち社外取締役分は40百万円) 以内と決議いただいております。

(参考) 当事業年度に係る子会社における取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	467,406 (-)	266,760 (-)	20,646	180,000	8 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	22,044 (13,404)	22,044 (13,404)	-	-	3 (2)
合 計	489,450	288,804	20,646	180,000	11

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、子会社における2020年3月16日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。また、特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2017年6月26日開催の第10期定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、子会社における2015年6月24日開催の第8期定時株主総会において年額30百万円 (うち社外取締役分は30百万円) 以内と決議いただいております。

(参考) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

<方針>

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、1. 月額報酬、2. 賞与、3. 株式報酬で構成されています。月額報酬は、経営の意思決定および監督業務の職責に基づく対価であり基本報酬の位置づけです。賞与は、前事業年度の連結営業利益に基づき、過去の支給実績や貢献度等を総合的に勘案の上、決定しています。株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

【監査等委員である取締役】

当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものといたします。

<手続>

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、業績に見合った役員賞与の支給等機動的な運用を可能にするため、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬を年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と承認されております。当社は株主総会で承認を受けた範囲内で、月額報酬に加え、業績達成に見合った役員賞与の支給等を機動的に支払うものとし、その分配方法は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえて決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会にて決定しております。

なお、2017年6月26日開催の第3期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としております。譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしておりますが、支給する金銭報酬債権の額につきましては、前事業年度の目標達成度や対象取締役の貢献度、および「現金報酬：株式報酬」や「固定報酬：変動報酬」の割合等を総合的に勘案するとともに、事業年度毎に指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえ決定してまいります。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役（監査等委員） 大西 一 史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

大西一史氏は、当社の連結子会社である株式会社アイ・アール ジャパンの取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、株式会社アイ・アール ジャパンは当社が株式を100%保有する完全子会社であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

大西一史氏は、当期開催の取締役会15回のすべて、また監査等委員会15回のすべてに出席し、自らの経営者としての豊富な実績と経験に基づいた必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ. 独立性に関する事項

大西一史氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

②取締役（監査等委員） 家 森 信 善

ア. 重要な兼職先と当社との関係

家森信善氏は、国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授、国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授および株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役を兼職しております。なお、当社と国立大学法人神戸大学、国立大学法人名古屋大学および株式会社地域経済活性化支援機構との間には、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

家森信善氏は、当期開催の取締役会15回のすべて、また監査等委員会15回のすべてに出席し、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家としての見地から、金融およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ. 独立性に関する事項

家森信善氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

③取締役（監査等委員） 安永 崇 伸

ア．重要な兼職先と当社との関係

安永崇伸氏は、株式会社エネルギー政策研究所代表取締役およびイーレックス株式会社常務取締役を兼職しております。なお、当社と株式会社エネルギー政策研究所およびイーレックス株式会社との間には、特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

安永崇伸氏は、当期開催の取締役会15回のすべて、また監査等委員会15回のすべてに出席し、コーポレート・ガバナンスに関する分野での豊富な経験と卓越した識見から必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ．独立性に関する事項

安永崇伸氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

(参考) 当社が定める社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役およびその候補者が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって独立性を有するものとみなす。

- ①当社および当社子会社（以下「当社グループ」と総称する。）に勤務経験を有する者
- ②当社の主要な株主または主要な株主が法人である場合は当該法人に所属する業務執行者（※1）
- ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する会社の業務執行者
- ④当社グループの主要な取引先の業務執行者（※2）
- ⑤当社グループの主要な借入先の業務執行者（※3）
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人において勤務経験を有する者
- ⑦当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士、税理士（※4）
- ⑧当社グループから多額の寄付または助成を受けている者（※5）
- ⑨当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
- ⑩過去5年間に於いて上記②から⑧のいずれかに該当していた者
- ⑪上記①から⑩に該当する者の近親者等

※1：主要な株主とは、直接保有、間接保有を問わず、当社事業年度末において議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

※2：主要な取引先とは、当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近連結会計年度における年間取引額が、当社グループの年間連結売上高の3%を超えるものをいう。

※3：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、直近連結会計年度における借入額の年間平均残高が、当社グループの連結総資産の3%を超える金融機関をいう。

※4：多額の金銭その他の財産とは、直近連結会計年度において、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。

※5：多額とは、当社グループから年間1,000万円を超えるときをいう。当該寄付または助成を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

4,070千円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,000千円

- (注) 1. 当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,201,573	流 動 負 債	2,441,036
現金及び預金	4,812,059	買掛金	64,962
受取手形及び売掛金	1,222,038	短期借入金	200,000
仕掛品	59,171	未払金	107,559
前払費用	97,413	未払費用	53,749
その他	12,976	未払法人税等	1,179,839
貸倒引当金	△2,086	前受金	261,274
固 定 資 産	1,510,906	預り金	157,956
有 形 固 定 資 産	318,269	賞与引当金	100,548
建物附属設備	209,722	その他	315,146
車両運搬具	16,067	固 定 負 債	59,237
工具、器具及び備品	92,479	長期未払金	50,710
無 形 固 定 資 産	435,302	退職給付に係る負債	8,526
ソフトウェア	423,542	負債合計	2,500,274
その他	11,760	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	757,334	株 主 資 本	5,212,452
投資有価証券	175,504	資本金	830,001
敷金及び保証金	273,979	資本剰余金	518,109
長期売掛金	110,160	利益剰余金	4,274,346
繰延税金資産	260,270	自己株式	△410,004
その他	8,700	その他の包括利益累計額	△246
貸倒引当金	△71,280	その他有価証券評価差額金	△246
		純 資 産 合 計	5,212,205
資産合計	7,712,480	負債純資産合計	7,712,480

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,682,321
売上原価		1,284,014
売上総利益		6,398,307
販売費及び一般管理費		2,772,158
営業利益		3,626,148
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	197	
為替差益	51	
未払配当金除斥益	371	
保険配当金	666	
雑収入	90	1,390
営業外費用		
支払利息	1,230	
創立費償却	979	
投資事業組合運用損	5,984	
自己株式取得費用	7,629	
その他	42	15,867
経常利益		3,611,672
特別損失		
投資有価証券評価損	409	409
税金等調整前当期純利益		3,611,262
法人税、住民税及び事業税	1,279,630	
法人税等調整額	△113,843	1,165,786
当期純利益		2,445,476
親会社株主に帰属する当期純利益		2,445,476

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	818,292	506,400	2,683,909	△691	4,007,911
当期変動額					
新株の発行	11,708	11,708			23,417
剰余金の配当			△855,039		△855,039
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,445,476		2,445,476
自己株式の取得				△409,312	△409,312
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	11,708	11,708	1,590,436	△409,312	1,204,541
当期末残高	830,001	518,109	4,274,346	△410,004	5,212,452

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	325	325	4,008,236
当期変動額			
新株の発行			23,417
剰余金の配当			△855,039
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,445,476
自己株式の取得			△409,312
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△572	△572	△572
当期変動額合計	△572	△572	1,203,969
当期末残高	△246	△246	5,212,205

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴詳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,397,827	流 動 負 債	1,475,560
現金及び預金	1,594,038	短期借入金	200,000
未収入金	800,636	未払金	8,606
前払費用	2,823	未払法人税等	656,141
その他	329	賞与引当金	1,744
		関係会社短期借入金	590,646
固 定 資 産	2,444,748	その他	18,422
有形固定資産	124,506	固 定 負 債	1,494
建物附属設備	79,476	長期未払金	1,494
工具、器具及び備品	45,029		
無形固定資産	675	負債合計	1,477,054
ソフトウェア	675	純資産の部	
投資その他の資産	2,319,566	株 主 資 本	3,365,521
投資有価証券	171,009	資 本 金	830,000
関係会社株式	2,037,164	資 本 剰 余 金	1,249,712
敷金及び保証金	97,245	資 本 準 備 金	818,802
繰延税金資産	14,147	その他資本剰余金	430,909
		利 益 剰 余 金	1,695,813
		その他利益剰余金	1,695,813
		繰越利益剰余金	1,695,813
		自 己 株 式	△410,004
		純資産合計	3,365,521
資産合計	4,842,575	負債純資産合計	4,842,575

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	1,159,694	
経 営 指 導 料	482,940	1,642,634
営 業 費 用		196,834
営 業 利 益		1,445,799
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
未 払 配 当 金 除 斥 益	371	376
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,230	
創 立 費 償 却	979	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	5,984	
自 己 株 式 取 得 費 用	7,629	15,824
経 常 利 益		1,430,351
税 引 前 当 期 純 利 益		1,430,351
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	88,614	
法 人 税 等 調 整 額	△4,443	84,170
当 期 純 利 益		1,346,180

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	818,292	807,094	430,909	1,238,003	1,204,672	1,204,672
事業年度中の変動額						
新株の発行	11,708	11,708		11,708		
剰余金の配当					△855,039	△855,039
当期純利益					1,346,180	1,346,180
自己株式の取得						
事業年度中の変動額合計	11,708	11,708	—	11,708	491,141	491,141
当期末残高	830,000	818,802	430,909	1,249,712	1,695,813	1,695,813

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△691	3,260,275	3,260,275
事業年度中の変動額			
新株の発行		23,417	23,417
剰余金の配当		△855,039	△855,039
当期純利益		1,346,180	1,346,180
自己株式の取得	△409,312	△409,312	△409,312
事業年度中の変動額合計	△409,312	105,246	105,246
当期末残高	△410,004	3,365,521	3,365,521

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴詳 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め
ます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め
ます。

2020年5月25日

株式会社アイ・オールジャパンホールディングス 監査等委員会

監査等委員 大西 一史 ㊟

監査等委員 家森 信善 ㊟

監査等委員 安永 崇伸 ㊟

(注) 監査等委員大西一史、家森信善および安永崇伸は、会社法第2条第15号および第331条第6
項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

31 Builedge 霞が関プラザホール（霞が関ビルディング 1階）

電話 東京(03)3580-2893

※ 本総会の開催場所が前年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。



虎ノ門駅よりお越しの方

東京メトロ銀座線 「虎ノ門」駅下車

11番出口より徒歩約2分

霞ヶ関駅よりお越しの方

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 「霞ヶ関」駅下車

A13番出口より徒歩約5分

○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。